

福島基署発 0405 第 1 号
令和 3 年 4 月 9 日

一般社団法人福島労働基準協会

会長 殿

福島労働基準監督署長



熱中症による労働災害を防止するための対策の徹底について
(4月中の準備実施の要請)

昨年(令和2年)、福島労働基準監督署管内において、建設業に従事する労働者が屋外での作業中、熱中症が原因で死亡する労働災害が発生しました。

また、全国でも、昨年は熱中症による休業4日以上之死傷労働災害が919件発生し、うち、死亡労働災害は19件発生しております。

このような中、厚生労働省では、本年においても「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開して、すべての職場において熱中症による労働災害を防止するための対策を講ずるよう広く呼び掛けております。

昨年は、気象庁によると、福島市において5月中に夏日を19日間記録しており、熱中症予防対策は4月から準備して、5月にはその予防対策を実施する必要があります。

つきましては、十分な新型コロナウイルス感染予防対策をとりながら、熱中症による労働災害を発生させないために、令和3年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)に基づいて、特に、下記の対策を4月の準備期間中に確実に実施し、5月以降に、熱中症による労働災害を防止するための対策を確実に実施するよう貴団体の会員事業場に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 WBGT 指数計 (JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合) を、施工する全ての現場で使用できるように用意してください。(要綱 10 (1) ア参照)

【ポイント】

- (1) 黒球のある WBGT 指数計を用意してください。黒球がないと日射や輻射熱では正常に測定できない恐れがあります。
- (2) WBGT 指数計は、施工する(予定)現場に配置できる数を用意してください。

2 作業計画を策定してください。(要綱10(1)イ参照)

【ポイント】

以下の熱中症予防措置の内容を作業計画に含めてください。

- (1) 新規入場者や休み明け労働者（主に3日以上連続休暇）等に対する熱順化プログラム
- (2) WBGT値の基準値の設定と、基準値を超えた場合の対応方法
- (3) 熱中症に関するリスクアセスメントを実施し、そのリスク低減対策の方法
- (4) 労働者の体調確認チェックリスト等、作業開始前に労働者の体調等を確認する方法

3 設備対策を検討し、設備対策を実施する準備をしてください。(要綱10(1)ウ参照)

【ポイント】

- (1) 作業場所に簡易な屋根の設置、扇風機・冷房設備・ミストシャワー等の設置等を検討し、必要な時に使用できるよう前もって準備してください。
- (2) 既に設置済みの設備や倉庫等で保管しているものについては、使用できる状態かを確認してください。

4 休憩場所の確保を検討し、その準備をしてください。(要綱10(1)エ参照)

【ポイント】

- (1) 作業場所の近くに、冷房を備えた休憩場所を確保するようにしてください。
- (2) やむを得ず確保できない場合には、簡易テントを設置する等して日陰の涼しい休憩場所になるよう検討してください。

5 服装等を検討し、その準備をしてください。(要綱10(1)オ参照)

【ポイント】

- (1) 空調服等の身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討し、準備をしてください。
- (2) 通気性の良いヘルメット、冷却スプレー、冷却タオル等も検討して準備してください。

6 熱中症予防に関する教育を実施してください。(要綱10(1)カ参照)

【ポイント】

- (1) 熱中症予防管理者、労働者に対して熱中症の症状や予防方法、救急処置等について、既に作業開始している場合には4月中に、これから施工（作業）予定の場合には新規入場時等に労働衛生教育を実施してください。
- (2) 教育を実施する場合には、要綱表3「熱中症予防管理者労働衛生教育」、表4「労働者向け労働衛生教育（雇い入れ時又は新規入場時）」にて、教育内容、教育時間が示されていることに留意してください。

7 熱中症予防管理者（建設業等における熱中症予防指導員）を選任し、その者に熱中症予防措置の実施状況等を管理させてください。（要綱10（1）キ参照）

【ポイント】

- （1）現場ごとに、熱中症予防管理者（建設業等における熱中症予防指導員）を選任し、以下の職務を行わせてください。
- （2）熱中症予防管理者の氏名・職務を現場に掲示する等工夫してください。

—熱中症予防管理者の職務—

- ① 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき補正值の有無を確認すること
- ② WBGT 基準値を超えるおそれのある場所で作業を行う場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置等、あらかじめ検討した WBGT 値の低減対策の実施状況を確認する
- ③ 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。なお、熱への順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って熱への順化を行うこと
- ④ 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること
- ⑤ 作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行うこと。評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること
- ⑥ 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること
- ⑦ 退勤後に体調が悪化する等について注意喚起すること

8 緊急時の措置の方法等を検討し、労働者に周知してください。（要綱10（1）ク参照）

【ポイント】

- （1）労働者の体調不良時に搬送を行う病院や緊急時の応急処置について確認し、労働者に周知してください。
- （2）病院の案内図（カード形式等現場から持ち出して使用できる物があれば尚良い）や、熱中症が疑われる場合の応急処置フロー等を作成し、掲示する等、労働者への周知の方法を工夫してください。

参考資料

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」

「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」

「「新しい生活様式」を健康に！」